

○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）【最終改正 令和六年九月十三日（金融庁告示第六十四号）】

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項、第三百十二条及び第三百十四条の規定に基づき、金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定める。

令和六年九月十三日

金融庁長官 井藤 英樹

（一般に公正妥当な企業会計の基準）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、令和六年三月三十一日までに企業会計基準委員会の名にお

いて公表が行われた別表一に掲げるものとする。

（国際会計基準）

第二条 国際会計基準（規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ。）は、英国ロンドン市カナリー・ワーフ ウェストフェリー・サーカス七に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。

（指定国際会計基準）

第三条 指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、令和六年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

（修正国際基準）

第四条 修正国際基準（規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成三十年十二月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委

員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。

- 一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）
- 二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの

別表一（第一条関係）

号数	表題
企業会計基準第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第4号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第7号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第10号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第11号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第16号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第21号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第22号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第24号	会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準
企業会計基準第25号	包括利益の表示に関する会計基準
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準
企業会計基準第28号	「税効果会計に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第29号	収益認識に関する会計基準
企業会計基準第30号	時価の算定に関する会計基準
企業会計基準第31号	会計上の見積りの開示に関する会計基準
企業会計基準第32号	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正
企業会計基準第33号	中間財務諸表に関する会計基準

別表二（第三条関係）

号数	表題
	財務報告に関する概念フレームワーク (The Conceptual Framework for Financial Reporting)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用 (First-time Adoption of International Financial Reporting Standards)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 2 号	株式報酬 (Share-based Payment)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 3 号	企業結合 (Business Combinations)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 5 号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 6 号	鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 7 号	金融商品：開示 (Financial Instruments: Disclosures)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 8 号	事業セグメント (Operating Segments)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 9 号	金融商品 (Financial Instruments)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 10 号	連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 11 号	共同支配の取決め (Joint Arrangements)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 12 号	他の企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 13 号	公正価値測定 (Fair Value Measurement)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 14 号	規制繰延勘定 (Regulatory Deferral Accounts)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 15 号	顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 16 号	リース (Leases)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 17 号	保険契約 (Insurance Contracts)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 18 号	財務諸表における表示及び開示 (Presentation and Disclosure in Financial Statements)
国際財務報告基準 (I F R S) 第 19 号	公的説明責任のない子会社：開示 (Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures)

号数	表題
国際会計基準（IAS） 第1号	財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）
国際会計基準（IAS） 第2号	棚卸資産（Inventories）
国際会計基準（IAS） 第7号	キャッシュ・フロー計算書（Statement of Cash Flows）
国際会計基準（IAS） 第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬（Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors）
国際会計基準（IAS） 第10号	後発事象（Events after the Reporting Period）
国際会計基準（IAS） 第12号	法人所得税（Income Taxes）
国際会計基準（IAS） 第16号	有形固定資産（Property, Plant and Equipment）
国際会計基準（IAS） 第19号	従業員給付（Employee Benefits）
国際会計基準（IAS） 第20号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示（Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance）
国際会計基準（IAS） 第21号	外国為替レート変動の影響（The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates）
国際会計基準（IAS） 第23号	借入費用（Borrowing Costs）
国際会計基準（IAS） 第24号	関連当事者についての開示（Related Party Disclosures）
国際会計基準（IAS） 第26号	退職給付制度の会計及び報告（Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans）
国際会計基準（IAS） 第27号	個別財務諸表（Separate Financial Statements）
国際会計基準（IAS） 第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資（Investments in Associates and Joint Ventures）
国際会計基準（IAS） 第29号	超インフレ経済下における財務報告（Financial Reporting in Hyperinflationary Economies）
国際会計基準（IAS） 第32号	金融商品：表示（Financial Instruments: Presentation）
国際会計基準（IAS） 第33号	1株当たり利益（Earnings per Share）
国際会計基準（IAS） 第34号	期中財務報告（Interim Financial Reporting）

号数	表題
国際会計基準（IAS） 第 36 号	資産の減損（Impairment of Assets）
国際会計基準（IAS） 第 37 号	引当金、偶発負債及び偶発資産（Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets）
国際会計基準（IAS） 第 38 号	無形資産（Intangible Assets）
国際会計基準（IAS） 第 39 号	金融商品：認識及び測定（Financial Instruments: Recognition and Measurement）
国際会計基準（IAS） 第 40 号	投資不動産（Investment Property）
国際会計基準（IAS） 第 41 号	農業（Agriculture）

指定国際会計基準は、国際財務報告基準解釈指針委員会、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成した解釈指針を含む。

別表三（第四条関係）

号数	表題
企業会計基準委員会による 修正会計基準第 1 号	のれんの会計処理
企業会計基準委員会による 修正会計基準第 2 号	その他の包括利益の会計処理